

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-5453-5620（午前8：30～午後5：30）

担 当 施設サービスグループ 通所介護チーム

管理者 石山 康平

2. デイサービスセンターきたざわ苑の概要

（1）サービスの種類

施設の種類	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 （事業者番号 1371202316）
施設名称	デイサービスセンターきたざわ苑
所在地	〒155-0031 東京都世田谷区北沢5-24-18
サービス提供地域	世田谷区

（2）施設職員体制

管理者	1
生活相談員	1
管理栄養士	（1）
機能訓練指導員	（1）
介護員・看護師	2

（ ）は兼務職員

（3）施設の設備等の概要

定員 50 名（一般 38 名・認知症 12 名）	食 堂	1 室	
ホ ー ル	1 室	静養室	1 室（1 床）
相 談 室	1 室	送迎車	5 台
介 助 浴	1 ヲ所	座位型機械浴	1 ヲ所・特別浴槽 1 ヲ所

（4）営業日・営業時間・サービス提供時間

月 ～ 土	8：30～17：30
日 曜 日	休 業
年末年始	12／30～1／3は休業
サービス提供時間	09：20～16：30

3. サービス内容

（1）送迎

身体的状況に応じて行ないます。

（2）食事

身体状況に合わせた食事形態に加え、季節感を大切にし、なお且つ、管理栄養士の献立によるバランスのとれた食事を提供します。

(3) 入浴

身体状況に応じて、手すり付き介助浴槽、及び、専用椅子に座ったまま入浴が可能な座位型浴槽を使用し、心地よい入浴を提供します。

(4) 機能訓練（個別機能訓練）

機能訓練指導員の指導により、利用者の状況に適した機能訓練を行い、生活機能の維持、改善に努めます。

(5) 栄養マネジメント

管理栄養士等により、利用者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。

(6) 口腔機能向上

看護師等により、利用者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

(7) 生活相談

利用者及びそのご家族からの心配事や悩みについて、相談に応じ、担当ケアマネジャーとの連携により、可能な限りの援助に努めます。

(8) レクリエーション等

楽しみながら身体を動かすアクティビティ活動を検討し、身体機能の維持にも留意します。また、食堂でのおやつ作りなど、興味をもっていただける活動を模索します。その他趣味活動への側面からの援助や、季節感のある行事計画を立案し実施します。

(9) 選択的サービス（介護予防認知症対応型通所介護）

①運動機能向上サービス

機能訓練指導員により、利用者の身体等の状況に応じて、運動機能向上計画を作成し、機能訓練指導員等により運動器の機能向上のための訓練を実施します。

②栄養改善サービス

管理栄養士等により、利用者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。

③口腔機能向上サービス

看護師等により、利用者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

4. 利用料金

(1) 利用料金

介護保険法その他の関係法令に基づいて算定した額を利用料金として請求します。（別紙「料金表」）介護報酬見直し等の法改正により料金が変更となる場合があります。

(2) 支払い方法

毎月15日までに前月分の利用料を請求いたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払い方法は、口座自動振替、銀行振込、現金払いの3通りの中からご契約の際に選ぶことができます。

(3) 利用開始前のサービス中止

利用者は事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知することにより、キャンセル料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

利用開始日の前日午後5時までに連絡がなかった場合は1日の当該基本料金の50%をキャンセル料として請求します。

(4) 利用期間中の中止

- ①体調が思わしくなかった場合
- ②利用中に体調が悪くなった場合
- ③他の利用者の生命または健康に影響を与える行為があった場合

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①当重要事項説明書にご同意いただき、契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。
- ②居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）とご相談ください。

(2) 持ち物

- ①サービス提供時間に服薬されるお薬は持参ください。自己管理が難しい場合は、氏名、日付、時間を明記して職員にお渡しください。
- ②貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

(3) サービス利用契約の終了

- ①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合
終了を希望される日の1週間前までにお申し出ください。
- ②利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が当施設や当施設の職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、契約を解除しサービス提供を終了させていただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知します。

③自動終了

次の場合は、双方の連絡がなくとも、契約は自動的に終了し、予約は無効になります。

ア 利用者が介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等に入所した場合（但し、在宅相互利用の場合は除く）

- イ 利用者の要介護認定区分または要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ウ 利用者がお亡くなりになった場合、または被保険者資格を喪失された場合

6. 当施設のサービスの特徴等

（１）運営の方針

在宅生活を送る上で、身体・精神機能の低下により要介護、要支援状態となった場合においても、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域や家庭の中で、生き生きと自立した生活を営むことができるよう、日常生活の上で必要な介護及び機能訓練を実施します。

グループ活動を通じて、社会的孤立の解消及び身体機能の維持に努めます。また、利用者のご家族に対しても身体的精神的負担の軽減を図るためのサービスを提供します。

（２）サービスの利用のための事項

事 項	有無	備 考
男性介護員の有無	有	
職員への研修の実施	有	年 1 2 回以上
サービスマニュアルの作成	有	

（３）施設利用に当たっての留意事項

①体調確認

現在服薬中のお薬については、お身体の状態を知る手がかりとなります。差し支えがなければ、朝食後、夕食後等のお薬も含めて確認させてください。また、処方の変更があった場合はお知らせください。

②機能訓練

訓練前に体調を確認いたしますが、不調の場合は予めお申し出下さい。訓練途中で体調が悪くなった場合は、早めに申し出下さい。

③施設設備の利用

入浴機器、リハビリ機器等、危険を伴う設備、器具の使用にあたっては、職員の指示を厳守してください。所定の時間、用法以外での単独使用による事故等には責任を負いかねます。

④その他

日常生活に必要な設備を備えています。必要な設備がありましたら、職員までお問合せください。施設内の設備、器具の使用については、用法に従ってご利用ください。使用方法等に問題があって、破損等をした場合、弁償していただくことがあります。

7. 緊急時の対応方法

利用者に状態の変化等があった場合は、医師への連絡等の必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。

8. 事故発生時の対応

認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行います。

<緊急時・事故発生時の連絡先>

①氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	
②氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

9. 虐待の防止のための措置

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催します。その結果に従業者に周知徹底します。
- (2) 事業者における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- (5) 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

虐待防止に関する担当者	管理者 石山 康平
-------------	-----------

10. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 「きたざわ苑消防計画」に基づき対応します。また、地元自治会と近隣防災協定を締結し、相互訓練を通じて災害時に対応します。
- (2) 防災設備 消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常放送設備、誘導灯、防排煙設備、自家発電設備、火災報知設備、フード等簡易自動消火設備等を備え付けています。また、施設内のカーテン、カーペット等は防災用品を使用しています。
- (3) 防災訓練 「きたざわ苑消防計画」に基づき、夜間想定及び日中想定 of 防災訓練を利用者参加で実施するとともに、年1回地域総合防災訓練も実施します。また、職員の継送訓練も実施し、災害時に職員が参集する訓練も実施します。
- (4) 防火管理者 総 務 グループ グループマネージャー 丑丸 智弘

1 1. 業務継続計画の策定

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、業務継続計画について定期的に見直しを行い必要に応じて変更します。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヶ月に1回開催します。その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 従業者の環境の確保

事業者は、適切な介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されること防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

1 4. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 直接担当している者の他に窓口があります。

- ① 苦情解決責任者 施設長 竹谷 哲 電話 03-5453-5620（代）
- ② 施設サービスグループ担当 田中 心 電話 03-5453-5620（代）
- ③ 苦情解決第三者委員会事務局 担当者 丑丸 智弘
電話 03-5453-5620（代）

※受付は平日の8：30～17：30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）

- (2) その他区市町村にも苦情窓口があります。

- ① 世田谷区北沢総合支所保健福祉課地域支援担当 電話03-3323-9907
- ② 東京都国民健康保険団体連合会 相談指導課 電話03-6238-0177
対応時間 平日09：00～17：00

令和 年 月 日

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 デイサービスセンターきたざわ苑

住所 〒155-0031

東京都世田谷区北沢5-24-18

法人名 社会福祉法人正吉福祉会

代表者名 理事長 櫻井 千馨 印

事業所名 デイサービスセンターきたざわ苑

説明者 配 属 通所介護チーム

氏 名

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏 名

(代理人) 住所

氏 名

続 柄

□.当法人の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 正吉福祉会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 櫻井 千馨
- (3) 法人所在地 〒206-0823 東京都稲城市平尾四丁目1 6 番地の 1
- (4) 電話番号 042-331-2001
- (5) 定款の目的に定めた事業

① 特別養護老人ホーム

- (ア) 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立特別養護老人ホームよつや苑
- (ウ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑
- (エ) 特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑
- (オ) 特別養護老人ホームまちだ正吉苑
- (カ) 杜の風・上原 特別養護老人ホーム正吉苑
- (キ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑二番館
- (ク) 介護老人福祉施設きたざわ苑

② 老人デイサービスセンター

- (ア) 高齢者サービスステーションいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
- (ウ) デイサービスセンターきたざわ苑
- (エ) デイサービスセンターこまえ正吉苑
- (オ) ふれあいの家しみず正吉苑
- (カ) デイサービスセンターしもいぐさ正吉苑
- (キ) デイサービスセンターまちだ正吉苑
- (ク) 杜の風・上原 デイサービスセンター正吉苑

③ 老人短期入所事業

- (ア) 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
- (ウ) 短期入所生活介護きたざわ苑
- (エ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑
- (オ) 特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑
- (カ) 特別養護老人ホームまちだ正吉苑
- (キ) 杜の風・上原 短期入所生活介護正吉苑
- (ク) 短期入所生活介護こまえ正吉苑二番館

④ 老人居宅介護等事業

- (ア) ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑
- (イ) ホームヘルパーステーションよつや苑
- (ウ) ホームヘルパーステーションきたざわ苑
- (エ) ホームヘルパーステーションこまえ正吉苑
- (オ) ホームヘルパーステーションすぎなみ正吉苑
- (カ) ホームヘルパーステーションまちだ正吉苑

⑤ 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

- (ア) ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑
- (イ) ホームヘルパーステーションよつや苑
- (ウ) ホームヘルパーステーションこまえ正吉苑

⑥ 小規模多機能型居宅介護事業

- (ア) 小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑

- (イ) 小規模多機能型居宅介護しらいぐさ正吉苑
- ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護事業
- (ア) 看護小規模多機能型居宅介護やのくち正吉苑
- ⑧ 認知症対応型老人共同生活援助事業
- (ア) グループホームよつや正吉苑
- (イ) グループホームやのくち正吉苑
- ⑨ 地域包括支援センター
- (ア) 稲城市地域包括支援センターやのくち
- (イ) 府中市地域包括支援センターよつや苑
- (ウ) 新代田あんしんすこやかセンター
- (エ) 地域包括支援センターこまえ正吉苑
- (オ) 杉並区地域包括支援センターケア24 清水
- (カ) 町田市南第3高齢者支援センター
- ⑩ 居宅介護支援事業
- (ア) 居宅介護支援センターやのくち正吉苑
- (イ) 居宅介護支援センターよつや苑
- (ウ) 居宅介護支援センターきたざわ苑
- (エ) 居宅介護支援センターこまえ正吉苑
- (オ) 居宅介護支援センターすぎなみ正吉苑
- (カ) 居宅介護支援センターまちだ正吉苑
- (キ) 杜の風・上原 居宅介護支援センター正吉苑
- ⑪ 訪問看護事業
- (ア) 訪問看護ステーションいなぎ正吉苑
- (イ) 訪問看護ステーションなかはら正吉苑
- (ウ) 訪問看護ステーションきたざわ苑
- (エ) 訪問看護ステーションこまえ正吉苑
- (オ) 訪問看護ステーションまちだ正吉苑
- ⑫ サービス付き高齢者向け住宅事業
- (ア) コーシャハイム千歳船橋サービス付き高齢者向け住宅
- (イ) こまえ正吉苑サービス付き高齢者向け住宅
- ⑬ 介護人材等育成事業
- (ア) 介護人材等育成事業
- (6) 施設・拠点等
- | | |
|-------------------|-----|
| ①特別養護老人ホーム | 8カ所 |
| ②通所介護事業 | 8カ所 |
| ③短期入所事業 | 8カ所 |
| ④訪問介護事業 | 6カ所 |
| ⑤障害福祉サービス事業 | 3カ所 |
| ⑥小規模多機能型居宅介護事業 | 2カ所 |
| ⑦看護小規模多機能型居宅介護事業 | 1カ所 |
| ⑧認知症対応型老人共同生活援助事業 | 2カ所 |
| ⑨地域包括支援センター | 6カ所 |
| ⑩居宅介護支援事業 | 7カ所 |
| ⑪訪問看護事業 | 5カ所 |
| ⑫サービス付き高齢者向け住宅事業 | 2ヶ所 |
| ⑬介護人材等育成事業 | 1ヶ所 |

単位 円/日

1. 基本料金:認知症対応型通所介護費 I の ii

2時間以上3時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	324	3,596	360
要介護2	356	3,951	396
要介護3	389	4,317	432
要介護4	421	4,673	468
要介護5	453	5,028	503

3時間以上4時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	491	5,450	545
要介護2	541	6,005	601
要介護3	589	6,537	654
要介護4	639	7,092	710
要介護5	688	7,636	764

4時間以上5時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	515	5,716	572
要介護2	566	6,282	629
要介護3	618	6,859	686
要介護4	669	7,425	743
要介護5	720	7,992	800

5時間以上6時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	771	8,558	856
要介護2	854	9,479	948
要介護3	936	10,389	1,039
要介護4	1,016	11,277	1,128
要介護5	1,099	12,198	1,220

6時間以上7時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	790	8,769	877
要介護2	876	9,723	973
要介護3	960	10,656	1,066
要介護4	1,042	11,566	1,157
要介護5	1,127	12,509	1,251

7時間以上8時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	894	9,923	993
要介護2	989	10,977	1,098
要介護3	1,086	12,054	1,206
要介護4	1,183	13,131	1,314
要介護5	1,278	14,185	1,419

8時間以上9時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
要介護1	922	10,234	1,024
要介護2	1,020	11,322	1,133
要介護3	1,120	12,432	1,244
要介護4	1,221	13,553	1,356
要介護5	1,321	14,663	1,467

*介護保険給付額が変更の場合、変更の額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. その他の料金

・昼食 742円

・おやつ 50円

・クラブ活動材料費・理美容費等 実費

・通常の実施地域を越える交通費 通常の送迎地域を越えて1kmにつき100円

3. その他の料金

項目	加算の要件	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割)	単位
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を行った場合。	+40	444	45	円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	常勤の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士を配置。機能訓練指導員、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者毎に個別機能訓練計画を作成し計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合。	+27	299	30	円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+20	222	23	円/月
ADL維持等加算(Ⅰ)	①利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上の場合。	+30	333	34	円/月
ADL維持等加算(Ⅱ)	①ADL維持等加算(Ⅰ)の①と②の要件を満たすこと。 ②評価対象利用者等の調整済ADL利得の平均値が2以上の場合。	+60	666	67	円/月
若年性認知症受入加算	若年性認知症の方対象へ個別の担当者を定めてサービスを提供した場合。	+60	666	67	円/日
口腔機能向上加算(Ⅰ)	歯科衛生士又は看護職員を1名配置、共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成/歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い口腔機能を定期歴に記録する/口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価(月2回を限度)した場合。	+150	1,665	167	円/日
口腔機能向上加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+160	1,776	178	円/日
科学的介護推進体制加算	①利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合。	+40	444	45	円/月
送迎減算	送迎を行わなかった場合減算 *片道ごとに算定	-47	-521	-53	円/片道
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	①介護福祉士70%以上、②勤続10年以上介護福祉士25%以上、のいずれかの場合。	+22	244	25	円/日
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が50%以上配置した場合。	+18	199	20	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	①介護福祉士40%以上、②勤続7年以上30%以上、のいずれかの場合。	+6	66	7	円/日
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、単位数を所定単位数に加算した場合。	上記算定の合計単位数の17.4%			円/月

1. 基本料金:認知症対応型通所介護費Ⅰのii
2時間以上3時間未満

単位 円/日

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	324	3,596	720
要介護2	356	3,951	791
要介護3	389	4,317	864
要介護4	421	4,673	935
要介護5	453	5,028	1,006

3時間以上4時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	491	5,450	1,090
要介護2	541	6,005	1,201
要介護3	589	6,537	1,308
要介護4	639	7,092	1,419
要介護5	688	7,636	1,528

4時間以上5時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	515	5,716	1,144
要介護2	566	6,282	1,257
要介護3	618	6,859	1,372
要介護4	669	7,425	1,485
要介護5	720	7,992	1,599

5時間以上6時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	771	8,558	1,712
要介護2	854	9,479	1,896
要介護3	936	10,389	2,078
要介護4	1,016	11,277	2,256
要介護5	1,099	12,198	2,440

6時間以上7時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	790	8,769	1,754
要介護2	876	9,723	1,945
要介護3	960	10,656	2,132
要介護4	1,042	11,566	2,314
要介護5	1,127	12,509	2,502

7時間以上8時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	894	9,923	1,985
要介護2	989	10,977	2,196
要介護3	1,086	12,054	2,411
要介護4	1,183	13,131	2,627
要介護5	1,278	14,185	2,837

8時間以上9時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(2割)
要介護1	922	10,234	2,047
要介護2	1,020	11,322	2,265
要介護3	1,120	12,432	2,487
要介護4	1,221	13,553	2,711
要介護5	1,321	14,663	2,933

*介護保険給付額が変更の場合、変更の額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. その他の料金

- ・昼食 742円
- ・おやつ 50円
- ・クラブ活動材料費・理美容費等 実費
- ・通常の実施地域を越える交通費 通常の送迎地域を越えて1kmにつき100円

3. その他の料金

項目	加算の要件	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (2割)	単位
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を行った場合。	+40	444	89	円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	常勤の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士を配置。機能訓練指導員、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者毎に個別機能訓練計画を作成し計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合。	+27	299	60	円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+20	222	45	円/月
ADL維持等加算(Ⅰ)	①利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上の場合。	+30	333	67	円/月
ADL維持等加算(Ⅱ)	①ADL維持等加算(Ⅰ)の①と②の要件を満たすこと。 ②評価対象利用者等の調整済ADL利得の平均値が2以上の場合。	+60	666	134	円/月
若年性認知症受入加算	若年性認知症の方対象へ個別の担当者を定めてサービスを提供した場合。	+60	666	134	円/日
口腔機能向上加算(Ⅰ)	歯科衛生士又は看護職員を1名配置、共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成/歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い口腔機能を定期歴に記録する/口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価(月2回を限度)した場合。	+150	1,665	333	円/日
口腔機能向上加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+160	1,776	356	円/日
科学的介護推進体制加算	①利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合。	+40	444	89	円/月
送迎減算	送迎を行わなかった場合減算 *片道ごとに算定	-47	-521	-105	円/片道
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	①介護福祉士70%以上、②勤務10年以上介護福祉士25%以上、のいずれかの場合。	+22	244	49	円/日
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が50%以上配置した場合。	+18	199	40	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	①介護福祉士40%以上、②勤務7年以上30%以上、のいずれかの場合。	+6	66	14	円/日
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、単位数を所定単位数に加算した場合。	上記算定の合計単位数の17.4%			円/月

1. 基本料金:認知症対応型通所介護費Ⅰのii
2時間以上3時間未満

単位 円/日

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	324	3,596	1,079
要介護2	356	3,951	1,186
要介護3	389	4,317	1,296
要介護4	421	4,673	1,402
要介護5	453	5,028	1,509

3時間以上4時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	491	5,450	1,635
要介護2	541	6,005	1,802
要介護3	589	6,537	1,962
要介護4	639	7,092	2,128
要介護5	688	7,636	2,291

4時間以上5時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	515	5,716	1,715
要介護2	566	6,282	1,885
要介護3	618	6,859	2,058
要介護4	669	7,425	2,228
要介護5	720	7,992	2,398

5時間以上6時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	771	8,558	2,568
要介護2	854	9,479	2,844
要介護3	936	10,389	3,117
要介護4	1,016	11,277	3,384
要介護5	1,099	12,198	3,660

6時間以上7時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	790	8,769	2,631
要介護2	876	9,723	2,917
要介護3	960	10,656	3,197
要介護4	1,042	11,566	3,470
要介護5	1,127	12,509	3,753

7時間以上8時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	894	9,923	2,977
要介護2	989	10,977	3,294
要介護3	1,086	12,054	3,617
要介護4	1,183	13,131	3,940
要介護5	1,278	14,185	4,256

8時間以上9時間未満

要介護区分	(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(3割)
要介護1	922	10,234	3,071
要介護2	1,020	11,322	3,397
要介護3	1,120	12,432	3,730
要介護4	1,221	13,553	4,066
要介護5	1,321	14,663	4,399

*介護保険給付額が変更の場合、変更の額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. その他の料金

- ・昼食 742円
- ・おやつ 50円
- ・クラブ活動材料費・理美容費等 実費
- ・通常の実施地域を越える交通費 通常の送迎地域を越えて1kmにつき100円

3. その他の料金

項目	加算の要件	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (3割)	単位
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を行った場合。	+40	444	134	円/日
入浴介助加算(Ⅱ)	医師等が利用者の居室を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居室の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。 ／当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居室を訪問し、医師等と連携の下で、当該利用者の身体状況や訪問により把握した当該居室の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。／上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居室の状況に近い環境で入浴介助を行った場合。	+55	610	183	円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	常勤の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士を配置。機能訓練指導員、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者毎に個別機能訓練計画を作成し計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合。	+27	299	90	円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+20	222	67	円/月
ADL維持等加算(Ⅰ)	①利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に当たった値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上の場合。	+30	333	100	円/月
ADL維持等加算(Ⅱ)	①ADL維持等加算(Ⅰ)の①と②の要件を満たすこと。 ②評価対象利用者等の調整済ADL利得の平均値が2以上の場合。	+60	666	200	円/月
若年性認知症受入加算	若年性認知症の方対象へ個別の担当者を定めてサービスを提供した場合。	+60	666	200	円/日
口腔機能向上加算(Ⅰ)	歯科衛生士又は看護職員を1名配置、共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い口腔機能を定期歴に記録する／口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価(月2回を限度)した場合。	+150	1,665	500	円/日
口腔機能向上加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。	+160	1,776	533	円/日
科学的介護推進体制加算	①利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合。	+40	444	134	円/月
送迎減算	送迎を行わなかった場合減算 * 片道ごとに算定	-47	-521	-157	円/片道
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	①介護福祉士70%以上、②勤続10年以上介護福祉士25%以上、のいずれかの場合。	+22	244	74	円/日
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が50%以上配置した場合。	+18	199	60	円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	①介護福祉士40%以上、②勤続7年以上30%以上、のいずれかの場合。	+6	66	20	円/日
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型、併設型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、単位数を所定単位数に加算した場合。	上記算定の合計単位数の17.4%			円/月